入　札　公　告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記により公告する。

なお、本入札は一抜け方式により落札者を決定するものとする。

令和８年（２０２６年）１０月１３日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長　伊南　一也

記

１　工事名

西部処理分区下水道管渠改築工事（２）

２　工事場所

下関市　西大坪町、筋川町ほか

３　工事概要

施工延長　Ｌ＝３８０ｍ

・管きょ更生工　一式　・仮設工　一式

４　工期

令和９年３月１８日まで

５　設計金額

事後公表とし、落札者決定後に公表する。

６　入札条件

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録され、下関市内に本店があること。

(3) この公告の日から本工事の開札の日までの間に、下関市競争入札参加有

資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

(4) 土木一式工事の下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点（以下「評点」という。）が８００点以上であること。

(5) 平成２３年４月１日以降に、公共工事の元請として、管更生工法による公共下水道工事（請負金額１，５００万円以上）を施工し、引き渡した実績を有すること。

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 工事費内訳書を提出すること（下関市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出)。

(9) (8)の工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムからダウンロードし入手すること。

7　申請方法

下関市電子入札システムを使用し、下関市上下水道局工事等一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認資料（様式第２号）を添付して申請すること。

8　申請書提出期間

令和８年１０月１３日（火）午前９時から

令和８年１０月１９日（月）午後５時まで

9　入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は申請書提出締切以降、令和８年１０月２０日（火）午後５時までに通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

10　契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和８年１０月１３日（火）午前９時００分から

令和８年１０月３０日（金）午後４時３０分まで

11　設計図書の入手先

設計図書は、入札情報公開システムから閲覧ダウンロードすること。

12　質問の方法

下関市電子入札システムを使用すること。

質問の期限は、令和８年１０月２１日（水）午後５時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に提示する。

13　入札方法

(1) 下関市電子入札システムを使用すること。

(2) 入札書提出期間前に下関市電子入札システムにて質問及びその回答を確認すること。

(3) 入札書提出期間

令和８年１０月２８日（水）午前８時３０分から

令和８年１０月３０日（金）午後５時００分まで

14　開札日時等

(1) 開札日時　令和８年１１月４日（水）午前９時３５分

(2) 開札場所　下関市上下水道局入札室

15　入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

16　最低制限価格の設定

最低制限価格を設定するので、その価格に満たない者は落札外とする。

（下関市上下水道局最低制限価格制度実施要領（平成２０年１０月１日施行）第４条第１号の規定）

17　一抜け方式の適用（落札決定の順位）

本件及び以下の工事については、下関市上下水道局建設工事発注一抜け方式実施要綱（令和８年１月５日施行）に規定する一抜け方式を適用し、落札決定順位欄に記載している番号順に落札決定を行い、重複して参加した者が番号順上位で落札となった場合は、それより下位の入札を無効とする。

落札決定順位	工事名称	備考
1	西部処理分区下水道管渠改築工事（２）	本件
2	西部処理分区下水道管渠改築工事（１）	－

※順に落札者を決定した結果、下位の案件で一抜け方式を適用すると、落札者となる者がいなくなる案件は、一抜け方式を適用しないものとする。

※上記案件のうち、誤りがあり入札執行を取りやめた場合は、当該取りやめ案件はなかったものとみなして、当該取りやめ案件以外の案件の入札手続きを続行する。

18　その他

(1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

(3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

(5) 工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書に不備があるものについては、その者のした入札は無効とする。

(6) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は２回までとする。再度入札は、別途通知において指定する期限までに下関市電子入札システムを使用して行うこと。再度入札においては、工事費内訳書の提出は不要とする。

　なお、初度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする（２回目の再度入札においては、

１回目の再度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は参加できないものとする。)。

(7) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。

(8) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(9) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(10) (7)及び(9)の入札条件に係る評点については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の評点をもって入札参加可否決定の評点とする。

(11) 落札決定保留後、入札情報公開システム及び上下水道局総務課の閲覧場所に予定価格等を掲載するので、積算内容の確認を行う場合は、下関市ホームページ「下関市上下水道局工事入札発注掲示板」の「入札・見積合せに係る様式集（工事・委託)」から「建設工事等積算内容確認依頼書」をダウンロードし、上下水道局総務課に持参（落札決定が保留された日から起算して３日（休日を除く）以内）すること。

(12) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(13) 資格確認書の写しを提出する場合、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。